

食安発0209第1号
26消安第5377号
平成27年2月9日

(最終改正：平成29年3月17日生食発0317第8号・28消安第5653号)

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

対ロシア等輸出牛肉の取扱いについて

ロシア、カザフスタン、ベラルーシ、アルメニア及びキルギス向けの牛肉輸出については、ロシア政府との協議により、まずは下記2施設からの輸出が認められたことから、別紙のとおり、「対ロシア等輸出牛肉取扱要綱」を定めることとしたので、御了知の上、関係事業者に対し周知及び指導いただくとともに、当該要綱に基づく運用について遺漏のないよう御配慮方お願いします。

なお、下記2施設以外の施設からの輸出については、引き続き、ロシア政府と協議中であることを申し添えます。

記

加古川食肉センター（兵庫県加古川市）

神戸市立食肉センター（兵庫県神戸市）